

# 三次市リフォーム支援事業のご案内

市内に本店を有する建築業者を利用して住宅や店舗のリフォーム工事を行われた場合に、工事に要した経費の一部を補助します。

受付期間：令和2年5月7日（木）～20日（水）

※土日を除く

受付時間：8時30分～12時、13時～17時15分

受付場所：三次市産業振興部 商工観光課（三次市役所本館4階）

※申込多数の場合は、市が公開抽選を行い、補助対象者を決定します。

※先着順ではありませんので、申込の順番は補助金の交付決定に関係ありません。

## 《補助内容》

補助金額	工事金額の10%以内 住宅：上限 <b>20万円</b> 、店舗等：上限 <b>30万円</b> (ただし、千円未満は切り捨てます)	
補助対象者	次の①から④のすべてを満たす者。 ① 市内に住所を有し、現に居住している個人または市内に登録している本店を有する法人。 ② 納期限の到来した市税・料を完納している。(住宅の場合は世帯構成員全員) ③ 直近の過去3年度以内(平成29年度～平成31(令和元)年度)に三次市リフォーム支援事業補助金の交付を受けていない。 ④ 対象となる工事部分について、市又は国・県・その他公共団体等で実施する他の補助制度を受けていない。	
補助の対象となる物件	住宅	市内に所有する自己の居住用の住宅(所有者の承諾を得ている場合は、配偶者、親または子から無償で借用している建物でも可能)
	店舗等	市内にある自己の営業用の店舗及び事務所 (所有者の承諾を得ている場合は、賃貸でも可能)
	※倉庫・工場は対象になりません。 ※現に居住していない住宅、営業していない店舗等は対象になりません。 ※風俗営業法により規制を受ける店舗等、公序良俗に反する店舗等は補助の対象になりません。	
補助対象工事 (いずれにも該当すること)	①住宅または店舗等の本体部分の増改築・修繕・模様替えなど、その機能を維持または向上のために行う工事(裏面参照) ②補助金交付決定後に着工し、令和3年2月26日までに完了する工事 ③消費税額を除く工事金額が50万円以上の工事	
工事を行う業者	・市内に本店を有する法人 ・市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主	

◇◆◇◆ 対象となるリフォーム工事（例） ◆◆◆◇

改 築	1 住宅または店舗本体の一部を取り壊し建築する工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 台所・浴室・トイレ・リビングの改修、間取りの変更など
修 繕 模 様 替 え	1 住宅または店舗等本体の修繕、模様替え工事（店舗等は看板・サイン類も含む） 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 壁紙張替え、屋根・床・天井の修繕など
外 壁 塗 装	住宅または店舗等本体の外壁塗装工事
屋根のふき替え	屋根のふき替え、防雨工事
増 築 工 事	1 住宅または店舗等本体の一部（床面積）を増加させる工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 2階部分の建て増しなど

※建築基準法に違反するリフォーム工事は認められません。

☆☆☆☆ 補助の対象とならないもの（例） ☆☆☆☆

- ・外構工事（門扉、塀、造園等）、納屋・倉庫・カーポート等の修繕、取り付け工事
- ・設備の設置・交換のみの工事（サッシ類）
- ・新築工事、解体のみの工事
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニング、電話回線等の配線工事
- ・什器、備品類の購入

※リフォーム工事の事前着工は認められません。補助金を受けようとする場合は、必ず補助金の交付決定を受けてから工事を開始してください。

※交付要件の確認のため、申請書に「個人情報閲覧に関する同意書」を添付してください。また、必要に応じて他の書類等の提出を求めることがあります。

※以上の他にも補助金の交付について条件等があります。

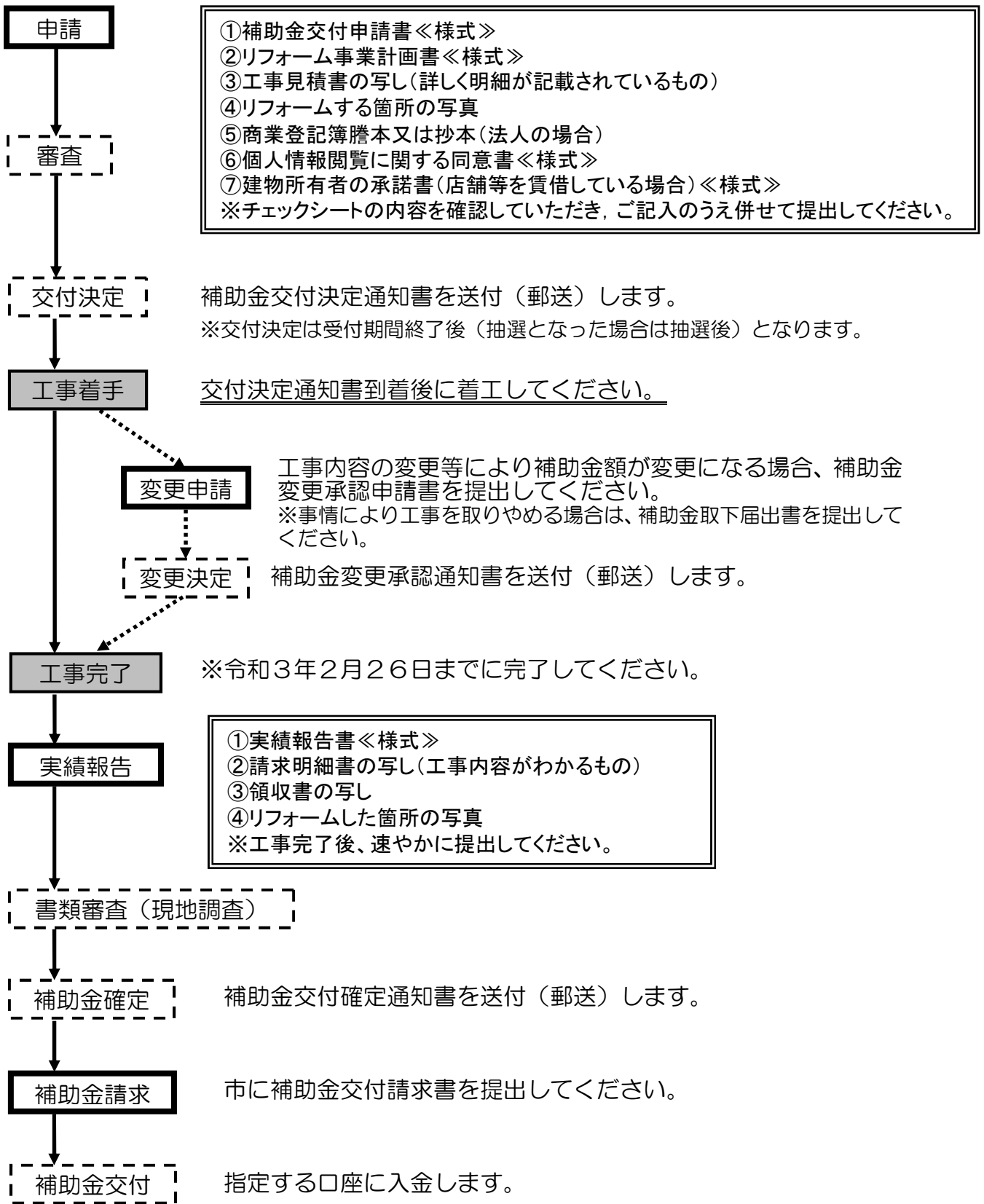
お問い合わせ・お申し込みは

三次市産業振興部商工観光課（三次市役所本館4階）

三次市十日市中二丁目8番1号

TEL : (0824) 62 - 6171 FAX : (0824) 64 - 0172

## 補助金の申請から交付までの流れ



申請者が行う内容です。

市が行います。